

障害者差別解消法施行に向けたスケジュール（想定）

H25.11.11

① 「基本方針」等策定に向けた関係者に対するヒアリング

障害者政策委員会において、平成 25 年 11 月以降、関係者に対するヒアリングを実施。まずは、障害者差別解消法に関して情報を有すると考えられる者（例：障害者政策委員会委員、障害者団体等）からヒアリングを開始。並行して、政府において検討を進める。

② ヒアリングを踏まえた課題の整理

ヒアリング結果と、それに基づく課題について、平成 26 年春を目途に整理。

③ 基本方針案の検討・取りまとめ

②を受けて政府において基本方針の素案を作成。障害者政策委員会の意見及びパブリックコメントの結果を踏まえ、平成 26 年度上半期目途に基本方針案を取りまとめ、その後閣議決定。

④ 各府省における「対応要領」、主務大臣による「対応指針」の作成

基本方針を踏まえ、各府省における「対応要領」、主務大臣による「対応指針」を、平成 26 年度内を目途に作成。（進捗状況について障害者政策委員会へ報告）。

⑤ 法施行（平成 28 年 4 月 1 日）に向け、障害者、事業者等の関係者や一般国民への周知・広報

（以上）